

住居確保給付金（転居費用補助） のしおり

令和 7 年10月

岐阜市生活・就労サポートセンター

住居確保給付金（転居費用補助）とは

世帯の収入が大きく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担を軽減する必要のある方に転居費用を補助します。

対象者

支給申請時に以下のすべてに該当する方が対象です。

①	同一の世帯に属する方の死亡、または申請者もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入額（申請者本人と同一の世帯に属する方全員の収入の合計額）が著しく減少したこと				
②	世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること				
③	その属する世帯の生計を主として維持していること				
④	岐阜市生活・就労サポートセンターで実施している家計改善支援事業への申込を行い、その相談支援において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること				
⑤	申請者及び申請者と生計を一とする同居人の収入合計額が収入基準額以下であること				
	世帯人数	基準額	収入基準額		
	1人	81,000円	81,000円＋実家賃額（上限32,000円）		
	2人	124,000円	124,000円＋実家賃額（上限38,000円）		
	3人	159,000円	159,000円＋実家賃額（上限41,600円）		
	4人	197,000円	197,000円＋実家賃額（上限41,600円）		
	5人	235,000円	235,000円＋実家賃額（上限41,600円）		
	6人	273,000円	273,000円＋実家賃額（上限45,000円）		
	7人	310,000円	310,000円＋実家賃額（上限50,000円）		
⑥	申請者および申請者と生計を一とする同居人の所有する金融資産の合計額（資産基準）が次の表の金額以下であること				
	世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
	金融資産	486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと				
⑧	申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと				
⑨	生活保護受給世帯でないこと				

対象経費

対象となる経費

- ・転居先への家財の運搬費用
- ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）
- ・鍵交換費用

対象とならない経費

- ・敷金
- ・契約時に払う家賃（前家賃）
- ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

支給上限額

世帯人数	支給上限額
1 人	124,800円
2 人	135,000円
3 人	144,000円
4 人	153,000円
5 人～6 人	162,000円
7 人以上	174,000円

※上記は岐阜市内で転居する場合の上限額です。
市外へ転居する場合は、上限額が異なる場合があります。

支給方法

原則、不動産仲介業者や引越し業者等の口座へ岐阜市役所から直接振り込みます。

※クレジットカードを使用する場合等は振込方法が異なる場合があります。

※費用が支給上限額を上回る場合の差額は自己負担です。

相談から支給の流れ

転居費用補助の支給には、家計改善支援の結果、『転居が必要であり、その費用の捻出が困難と認められること』が要件の一つとなっています。

まずは、家計改善のご相談を！

①家計改善相談



②給付金の申請



1.家計改善相談の申込

家計改善相談とは

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートします。

【支援例】

- ・家計管理に関する支援
- ・滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援
- ・貸付けのあっせんなど

相談方法

岐阜市生活・就労サポートセンター（電話:058-265-3777）へ電話予約し、以下の書類を持参してご来庁ください。

- ア 世帯の収入・支出が確認できる書類（用意できる範囲で）
- イ 賃貸住宅に関する賃貸借契約書またはその写し

2.住居確保給付金（転居費用補助）申請書類等の準備

申請書類等は、家計改善相談時に窓口でお渡しします。

その他の必要書類は以下のとおりです。

必要書類

申請書	・生活困窮者住居確保給付金支給申請書
確認書	・住居確保給付金申請時確認書
本人確認書類	・本人確認書類の写し 【例】 運転免許証、個人番号カード、一般旅券、健康保険の資格確認書、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本等
収入減少関係書類	・世帯収入額が2年以内に著しく減少したことが分かる書類の写し 【例】 収入減少前と収入減少後の給与明細書、賃金明細書、預金通帳の振込の記帳ページ等
離職等関係書類	・支給申請者と同一の世帯の方が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯の方が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し 【例】 戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、死亡診断書等 離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届等
収入関係書類	・世帯の中で収入がある人がいる場合は、申請月の収入金額を確認できる書類 【例】 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等、 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ、 公的給付の支給額が分かる書類、 事業収入（経費を差し引いた控除後の額）がわかる書類（個人事業主）
金融資産関係書類	・申請者及び同一世帯の方の預貯金通帳の写し ・金融資産の保有状況が確認できる書類の写し 【例】 預貯金通帳又は残高証明書等 ※債権、株式、投資信託、NISA、暗号資産等については金額を確認できるもの
証明書	・岐阜市生活・就労サポートセンターが発行した住居確保給付金要転居証明書
居住維持費用関係書類	（持ち家の場合のみ） ・居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

3.住居確保給付金（転居費用補助）申請書の提出

申請書に添付書類を添えて、岐阜市生活・就労サポートセンターに申請します。

4.転居先住居の確保及び不動産仲介業者等の調整

申請を受け付けた際、申請書の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付しますので、家計改善相談を通じて示された家賃額を目安として、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・申請書の写しなどを不動産仲介業者等に提示してください。
- ・支給の審査及び決定は審査に必要な書類（添付書類、追加確認書類）が一式そろってから実施します。
- ・審査に必要な書類がそろってから支給まで1か月程度の期間を要します。
初期費用等の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日などについて、予め、不動産仲介業者等と調整をお願いします。
- ・確保しようとする住居が目安として示された家賃額を超える場合は、岐阜市生活・就労サポートセンターにご連絡ください。

5.住居確保給付金（転居費用補助）追加書類の提出

以下の書類を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出します。

- ア 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書
- イ 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書
（家財の運搬費用、現状回復費用等）

6.審査

岐阜市生活福祉課で審査し、岐阜市生活・就労サポートセンター経由で審査結果を通知します。

-----以下、支給決定された場合の流れ-----

7. 転居後の報告

入居開始日から7日以内に、以下の書類を岐阜市生活・就労サポートセンターに提出します。

ア 住居確保報告書

イ 賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し

ウ 転居先の住所が記載された住民票の写し

エ 転居に関する費用（初期費用、家財の運搬費用等）の支払額を確認できる書類（領収書等）

オ 住居確保給付金変更支給申請書

※「6.審査」で決定した支給決定額と実際に要した費用が異なる場合

【注意事項】

- ・入居開始日から7日以内に報告ができない場合は、岐阜市生活・就労サポートセンターにご相談ください。
- ・実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、差額を追加支給できる場合があります。詳しくは、岐阜市生活・就労サポートセンターにご相談ください。

8. 住居確保給付金（転居費用補助）の支払い

原則、不動産仲介業者や引越し業者等の口座へ岐阜市役所から直接振り込みます。

提出方法

申請書等の提出や転居後の報告は以下の方法で行うことができます。

【窓口での申請】

電話予約（電話:058-265-3777）のうえ、ご来庁ください。

【郵送での申請】

書留やレターパックなど配達状況が確認できる方法で申請してください。

再支給

最後の受給から1年を経過し、再度、対象となる場合は、再支給の申請を行うことができます。

適正な受給のために

- ・就職・手当受給等により新たな収入が見込まれる場合は、必ず届出をして下さい。
- ・虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、以後の給付の支給を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・犯罪性のある不正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行います。

【参考】

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第18条

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部または一部を徴収することができる。

第27条

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、または他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

【お問い合わせ先】

岐阜市生活・就労サポートセンター

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市役所3階 福祉事務所生活福祉一・二・三課内

TEL：(058)265-3777 FAX：(058)265-3773